

〈概要版〉岩見沢市中長期財政計画

(平成25年度～平成34年度)

- 平成24年度までは、健全財政を維持
- 平成25年度からは、大幅な収支不足(130億円)が見込まれる
- 今後の収支不足に対応する財源対策が必要
- 収支不足を解消するため、歳入確保と歳出削減の取組みを実施し、持続可能な行財政運営の継続を目指す

1. 計画策定の目的

2. 計画の期間

計画的な施設整備など、積極的な公共事業を確保してきたが、今後も大型プロジェクトの実施により、市債残高の増加が予想され、持続可能な安定した財政運営の継続に向けた10年間(H25～H34)の財政計画を策定

3. 財政状況の推移(～平成24年度)

■普通建設事業費の推移■

国の地方財政計画の公共事業費が削減される中、一定程度の事業費を確保

■市債発行額の推移■

建設事業債、臨時財政対策債を合わせ、増加傾向

■市債残高・公債費の推移■

公債費(市債償還額)は、平成20年度をピークに年々減少傾向、市債残高も減少傾向

■実質公債費比率の推移■

実質公債費比率は、早期健全化基準(25%)、地方債許可制移行基準(18%)を大きく下回っている

4. 財政健全化に向けたこれまでの取組み

人口の減少、地域経済の低迷による市税の減少等、厳しい財政運営が見込まれる中、平成18年度から5か年を計画期間として「集中改革プラン」を策定し、各種事務事業の見直しや更なる歳入確保対策を実施

5. 今後予定する普通建設事業

新ごみ処分場の建設など、大型プロジェクト(普通建設事業)の実施により、大幅な実質公債費比率の上昇(3%程度)が見込まれる(H24～H33の10年間:事業予算額288.9億円、うち市債発行額190億円)

6. 今後の財政収支見直し

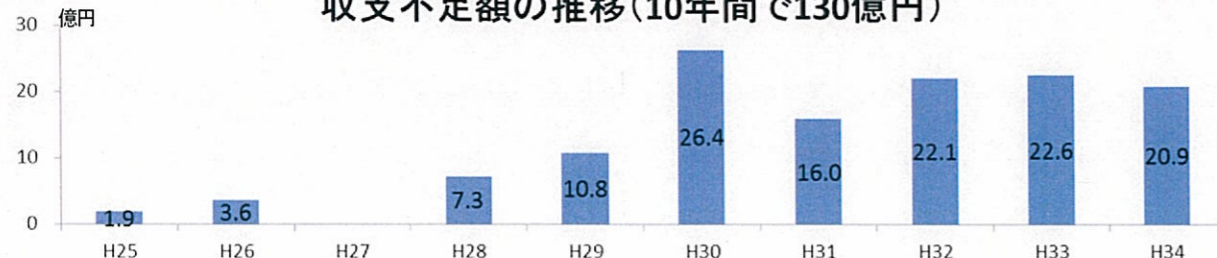
一定の条件を設定し、算出した平成34年度までの財政収支見直しでは、毎年約1.9億円から約26億円の収支不足となり、トータルでは約130億円の収支不足となるが見込まれる

◆現行制度による財政推計

(単位:百万円)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	計
歳入	51,994	47,422	43,636	43,864	43,627	43,452	42,197	42,781	40,896	40,544	440,413
歳出	52,181	47,777	43,513	44,589	44,706	46,091	43,797	44,988	43,153	42,637	453,432
収支不足額	▲187	▲355	123	▲725	▲1,079	▲2,639	▲1,600	▲2,207	▲2,257	▲2,093	▲13,019

収支不足額の推移(10年間で130億円)

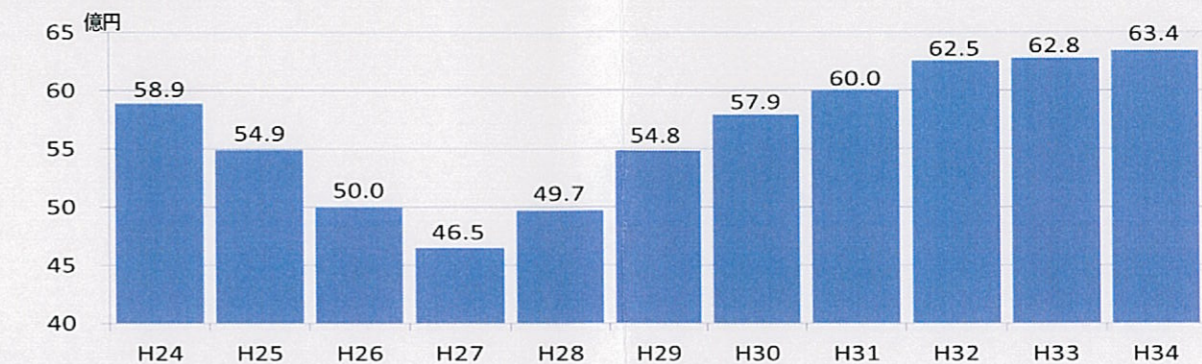


■市債残高・公債費の推移～市債残高は増加傾向、公債費は平成28年度から増加傾向

●市債残高



●公債費(市債償還額)



■実質公債費比率の推移

ピークのH34でも13.0%。早期健全化基準(25%)、地方債許可制移行基準(18%)を大きく下回る見込み

7. 今後の取り組むべき方向性(収支不足を解消するための財源対策)

持続可能な財政運営の確立と収支不足を解消するため、歳入確保と歳出削減に向けた行財政改革が必要

■歳入確保の取組み

主な項目	主な取組み
地方税	■徴収体制の強化、課税客体の適正な把握
財産収入	■土地媒介制度を活用した普通財産の販売促進や貸付の推進
繰入金	■各種基金や備荒資金組合納付金(超過納付金)を活用した事業の実施
使用料・手数料	■適正な受益者負担のあり方を検討
寄附金	■ふるさと納税制度の積極的な利活用

■歳出削減の取組み

※徹底した事務事業の見直しと、スクラップ&ビルドによる全面的な見直し

主な項目	主な取組み
人件費	■職員の削減(事務事業見直し、業務量に応じた組織見直し) 全職員数▲11.8%(H25→H34) 行政職▲21.1%(H25→H34)
物件費、維持補修費	■事務経費、施設管理運営経費の縮減
補助費等	■各種補助事業、団体補助金交付基準の見直し
投資的経費	■総事業費の抑制や施設のグレード・コストの再検討
繰出金	■他会計に対する繰出金の抑制
公債費	■借入金の繰上償還実施による利息負担の軽減 ■低利資金の活用や市債償還期間の検討など、公債費負担の適正化

8. むすび

職員一人ひとりが共通認識を持ち、職員の自己改革による組織力・職員力・政策力を高めながら、市民満足度を高める行政サービスの展開に向けて取り組むとともに、収入確保と支出抑制につながる見直しを実施し、持続可能な行財政運営の継続を目指す。

今後、大幅な市債発行額の増が見込まれるが、安定した財政運営が継続できるよう、公債費(市債償還額)の適正化を図りながら、「実質公債費比率18%(地方債発行時の協議制から許可制へ移行する分岐点)」以上とならないよう取り組んでいく。